

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年9月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和55年7月に会社を退職し、その後、国民年金被保険者資格の再取得手続をA市役所で行った。申立期間①の国民年金保険料は、毎月集金人に納付しており、申立期間②の保険料も、妻は免除申請していたが、私は、毎月納付していた。申立期間③についての再取得手続については覚えていないが、保険料を集金人に納付したことを覚えているにもかかわらず、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

なお、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、確定申告書（控）を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和56年4月から同年9月までについて、昭和56年度のA市収滞納一覧表によると、昭和56年4月6日に申立期間直後の同年10月から同年12月までの国民年金保険料を、前納している記載が確認できることから、申立人は当該時点までに同市において国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、当該時点において、同年4月から同年9月までの保険料は現年度納付が可能であり、年度後半の保険料を前納し、当該期間の保険料だけ未納とするとも考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和55年7月から56年3月までについて、昭和55年度のA市収滞納一覧表に申立人の氏名は見当たらないことから、同市では、当該年度まで申立人を国民年金被保険者として管理しておらず、当時の国

民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、当該期間の国民年金保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②について、昭和 58 年度の A 市収滞納一覧表では、申立期間②を現年度納付した記録は見当たらず、特殊台帳の同年度の備考欄には、国民年金保険料の督促を行ったことを示す「58 記通 督」の記載が確認できるところ、申立期間②の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間③について、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間③に係る昭和 61 年 4 月 1 日付け国民年金被保険者資格の取得届を 63 年 2 月に行ったことが確認でき、当該時点において、申立期間③の国民年金保険料を納付するためには過年度納付をする必要があるところ、同市の国民年金過年度収滞納一覧表では、申立期間③は未納と記録されている上、申立人から申立期間③の保険料を遡って納付したとする主張も無い。

なお、申立人は、申立期間②及び③を含む昭和 57 年、58 年及び 60 年から平成 4 年までの期間の各年の確定申告書（控）を所持しており、申立期間②に係る昭和 58 年の同申告書の社会保険料控除欄を見ると、国民年金保険料額の記載は無く、申立期間③に係る 61 年の同申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料として 8 万 5,200 円の記載が確認でき、これは昭和 61 年度の保険料額と一致するものの、申立人は、申立期間直前の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までは国民年金に未加入の期間であるところ、60 年の同申告書には、同年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料額が記載されているなど、その記載内容に不自然な点がみられることから、提出された資料をもって、申立期間の保険料を納付したものとみることができない。

加えて、上記確定申告書以外に、申立人が申立期間①のうち、昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月
② 平成8年8月から同年10月まで
③ 平成14年3月

私は、申立期間①及び②について、平成8年11月の再就職後に、当該期間の国民年金保険料を郵便局で一括納付したが、全額免除が承認された記録となっており、また、申立期間③について、14年2月末に退職し、A市役所で夫婦一緒に平成13年度分と14年度分の全額免除申請書をそれぞれ提出したのに夫婦共に未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、平成14年2月末に退職し、A市役所で夫婦一緒に平成13年度分と14年度分の免除申請書をそれぞれ提出したと供述しており、オンライン記録によると、申立期間③直後の14年度の国民年金保険料について、申立人夫婦共に、平成14年4月16日に免除申請を行い、退職を事由として承認されたことが確認できることから、A市によると、同年4月の国民年金免除制度の法改正を受け、当時の各支所に対して、同年4月に同年3月（平成13年度）の免除申請があった場合、それぞれ年度別に免除申請書を受け付けるよう指示していたとしており、申立人の供述と符合することから、申立期間③について、免除申請を行ったものとみても不自然ではない上、上述のとおり、平成14年度について免除が承認されていることから、平成14年3月についても免除申請が承認されていたものと考えられる。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、平成8年11月の再就職後に当該期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成8年5月1日に平成8年度の国民年金保険料に係る免除申請を行い、平成8年4月から9年3月までの免除申請が承認されていることが確認でき、8年11月以後に申立期間①及び②の保険料を現年度納付するためには、当該期間の免除承認の取消しを行い、当該期間の現年度納付書の発行を受ける必要があるものの、免除承認が取り消された記録は見当たらない。

なお、申立人は、平成8年11月7日に同年3月の国民年金保険料を過年度納付したことがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から11年4月まで
② 平成14年3月

申立期間①については、夫が、平成11年5月の再就職後に、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局の窓口で一括して納付してくれたのに、私のみ全額免除が承認された記録とされており、申立期間②については、14年2月末に夫が退職し、A市役所で夫婦一緒に平成13年度分と14年度分の全額免除申請書をそれぞれ提出したのに夫婦共に未納とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その夫が平成14年2月末に退職し、A市役所で夫婦一緒に平成13年度分と14年度分の免除申請書をそれぞれ提出したと供述しており、オンライン記録によると、申立期間②直後の14年度の国民年金保険料について、申立人夫婦共に、平成14年4月16日に免除申請を行い、退職を事由として承認されたことが確認できるところ、A市によると、同年4月の国民年金免除制度の法改正を受け、当時の各支所に対して、同年4月に同年3月（平成13年度）の免除申請があった場合、それぞれ年度別に免除申請書を受け付けるよう指示していたとしており、申立人の供述と符合することから、申立期間②について、免除申請を行ったものとみても不自然ではない上、上述のとおり、平成14年度について免除が承認されていることから、平成14年3月についても免除申請が承認されていたものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人は、その夫が平成11年5月の再就職後に、夫の国民年金保険料と共に一括で納付してくれたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成10年4月9日及

び11年4月30日に申立期間に係る免除申請を行い、それぞれ承認されていることが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料を同年5月以降に納付するためには、申立期間①のうち、同年3月以前については追納申出を行い、追納の納付書の発行を、同年4月の分については免除承認の取消しを行い、当該期間の現年度納付書の発行をそれぞれ受ける必要があるが、いずれの記録も見当たらない。

なお、申立人の夫について、申立期間①のうち、平成10年10月から同年12月までの国民年金保険料は同年11月19日、11年1月から同年3月までの保険料は、同年3月29日にそれぞれ納付したことがオンライン記録より確認できる。

また、申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、当時学生で、両親と離れて暮らしていたため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は定かではないが、私の両親が、私が20歳になった平成3年*月頃から毎月、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が20歳到達後の平成3年*月から厚生年金保険被保険者となる7年3月までの国民年金保険料について、1か月と短期間である申立期間を除き、全て納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間直前6か月の国民年金保険料について、納付日は確認できないものの現年度納付しており、申立期間以降、平成7年1月までの保険料については、全て納期内に現年度納付していることが確認できる上、「納付書が届けば、すぐに親に連絡し、全て送付していた。」と主張しているところ、申立期間の前後を通じて、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする両親に住所の変更は無いなど、申立期間の保険料のみ納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から25年10月1日まで

年金事務所から、私の夫のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年6月1日であるが、資格喪失日が確認できないとの通知があったが、夫は、B社の被保険者記録が確認できる25年10月1日まではA社に勤務していたはずなので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

昭和22年6月頃に作成されたと考えられるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同社における申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、同社において同年同月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日が確認できない。

一方、昭和21年4月頃に書き換えられたと考えられるA社に係る被保険者名簿（以下「21年4月の被保険者名簿」という。）の摘要欄に「19～22. 9. 1 郵便年金 22. 9. 1～新規適用」の記載が確認できる上、同社は、22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同社は、同年同月同日までは団体郵便年金に加入し、同年同月同日以降は厚生年金保険に加入したものと考えられるところ、21年4月の被保険者名簿において、*台の被保険

者記録が確認できる 110 人及び前述の A 社に係る被保険者名簿において、*台の被保険者記録が確認できる申立人を含む 5 人について、同社が 22 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった時に書き換えられたと考えられる被保険者名簿（以下「22 年 9 月の被保険者名簿」という。）によると、当該 115 人のうち 70 人は、同年同月 1 日付けで*台の手番が払い出され、厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得していることが確認できるものの、当該 70 人の中に申立人の氏名は確認できない（残りの 45 人のうち 36 人は退職、9 人はオンライン記録及び旧台帳で被保険者記録が確認できず、資格喪失日が特定できない。）。

このことについて、C 事務センターは、「昭和 22 年 9 月の被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いのは、同年同月 1 日に A 社に在籍していなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立人が設立した B 社から提出のあった同社の「経歴書」によると、申立人は、終戦後昭和 22 年 8 月 15 日の GHQ の貿易再開宣言を聞いて独立を決意、A 社を円満退社して、同年 10 月 1 日に B 社の創立事務所を D 市に設置していることが確認できることから、申立人は、少なくとも、A 社には、同年 8 月末日まで勤務していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における資格喪失日は、同年 9 月 1 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 社における申立人に係る旧台帳から、600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年10月は24万円、11年10月から12年10月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から平成15年1月31日まで
A社に勤務していた昭和48年10月から平成14年12月までの標準報酬月額は、実際に支給されていた給料額に比べて低い金額になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出されたA社に勤務していた昭和60年1月1日から平成15年2月1日までの期間（平成4年8月及び7年7月を除く。）の給与明細書を転記したノート（以下「給与明細ノート」という。）には、各種手当の名称、所得税額、健康保険料額、厚生年金保険料額等が記載されているところ、当時の所得税率、厚生年金保険等の保険料率及び同社の事業主の証言等を総合的に判断すると、同ノートは、申立人の同社における給与明細書を転記したものであると認められる。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年10月及び11年10月から12年10月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細ノートにおける厚生年金保険料控除額から、6年10月は24万円、11年10月から12年10月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細ノートで確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、昭和60年1月から平成4年7月までの期間、同年9月から6年9月までの期間、同年11月から7年6月までの期間、同年8月から11年9月までの期間及び12年11月から14年12月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細ノートにおける厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

4 申立期間のうち、昭和48年10月から59年12月までの期間、平成4年8月及び7年7月の標準報酬月額については、給与明細書が確認できない上、事業主は、「上記期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、上記期間の報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

このほか、当該期間に係る標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月30日から同年5月1日まで
亡き夫は、昭和初期から38年1月1日にD社に取締役として就任するまで、E社、F社及びA社に継続して勤務していたはずなのに、年金記録に1か月の空白がある。調査の上、訂正願いたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元給与事務担当者の証言から判断すると、申立人はA社において継続して勤務し（同社C支店から同社G支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時、A社G支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る処理は、基本的に1日付けで行われていることから昭和28年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和28年3月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資

格喪失日を昭和 28 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月に A 社（現在は、B 社）C 事務所に入社し、60 年 1 月に同社 D 支店に転勤となり、平成 18 年 12 月 31 日に定年退職したが、昭和 60 年 1 月 16 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間の給与が減額されていないにもかかわらず標準報酬月額が減額されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、直前の申立人の標準報酬月額は 32 万円 (25 等級) であったところ、昭和 61 年の定時決定で 13 万 4,000 円 (12 等級) に下がり、62 年の定時決定で 36 万円 (27 等級) に上がっており、不自然な記録になっていることが確認できる。

また、A 社 D 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和 61 年 10 月の定時決定において、従前の標準報酬月額から 1 等級減額改定されている者が二人確認できるものの、申立人のように大幅に減額改定されている者は確認できない上、申立人は、「申立期間②において、長期休暇（欠勤）、業績不振、懲罰等による減給処分等は無かった。」と主張しているところ、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた 20 人に照会し、7 人から回答があり、そのうちの 5 人は、申立人の主張と同様の証言をしている。

さらに、申立人が提出した昭和 61 年及び 62 年の市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書で確認できる給与支給総額及び社会保険控除額は、

オンライン記録に基づき算出される給与支給総額及び社会保険料控除額と大幅に相違していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を13万4,000円とする旨の届出を行ったとは考え難く、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書で確認できる給与支給総額及び社会保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は、「A社勤務において、給与額が下がったことは無いのに、転勤時に給与額が下がっているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の、申立期間①当時における給与額及び保険料控除額について確認できる記録及び資料を保管していないため不明である。」と回答している。

また、A社D支店に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和60年1月16日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得（標準報酬月額は28万円）しているところ、同年8月1日付けで当該標準報酬月額が32万円に随時改定されている上、他に複数の元従業員が同日付けで随時改定されていることが確認できるなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から49年3月まで

私は、長女が小学校入学前の昭和50年1月にA県B市からC市に転居し、妻がC市役所で入学手続を行った際に、隣の国民年金係で保険料を遡って納付することが可能であると聞き、国民年金の加入手続を行い、20歳からの分は納付書で一括納付したので、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月頃、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、昭和50年1月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

なお、申立人は、上記国民年金加入手続時点において、遡って納付することが可能であった昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を8回に分割して納付（1回の納付額は約2万3,000円）していることがオンライン記録により確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、D県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から45年1月まで

私が20歳になった昭和41年*月から結婚する45年1月まで、自治会の会長が国民年金保険料を3か月分ずつ集金に来ていた。確かに納付していたので、現在の年金記録に納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときから、3か月に一度、自治会に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができず、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付及び特例納付した記録は見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無く、申立人は、「まとまった額の国民年金保険料を納付したことはない。」と供述している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県内で申立人の氏名を検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
ねんきん特別便により、申立期間が免除期間になっていることを知ったが、私が免除申請をしたのは、災害のときだけであり、申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に口座振替で納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身及びその夫に係る国民年金保険料について、申立人の夫名義の預金口座から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の各月欄には、国民年金保険料の免除申請が承認されたものとみられる「申免」の押印が確認でき、これは申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録とも一致する。

また、申立人が国民年金保険料を口座振替していたとする申立人の夫名義の預金口座に係る取引明細書によると、昭和59年度及び60年度について、一人分の保険料に該当する金額のみの口座振替が行われているところ、これは当該期間に係る保険料の納付記録が確認できる申立人の夫の分と推認されることから、申立人は、当該期間について保険料を口座振替されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2927

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から45年3月まで

私は、昭和42年*月当時、A店を営んでいた母親の手伝いをしていた。

当時は、国民年金保険料の集金に女性が来ており、母親が、私が20歳になった昭和42年*月から私の保険料も一緒にその女性に納付していたにもかかわらず、申立期間の記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親が集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の母親については、昭和36年4月以前に払い出されたことが推認されるのに対し、申立人については、前後の被保険者の加入記録から45年5月頃に払い出され、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができず、43年4月以降は過年度納付が可能であるものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年3月まで

私は、20歳になった際、母親とA市役所に行き、国民年金に加入し、納付と同時に年金手帳をもらったことを記憶している。知り合いの婦人から婦人会で集金できると聞き、国民年金保険料を3か月に一度、3,000円ちょっとを結婚するまで(昭和54年11月)納付していたが、ねんきん特別便で申立期間が未納であることを知り納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所又は婦人会で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、49年*月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち、昭和49年6月から51年3月までは既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月以降は過年度納付が可能なものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年3月まで

私の国民年金は、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたので、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録から、平成3年7月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立人の所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 平成3年3月1日」の記載が確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市の国民年金収滞納一覧表においても、平成3年3月に国民年金に加入していることが確認できる上、同年3月以降の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

なお、学生は、平成3年4月1日から国民年金の強制加入被保険者となったことから、申立人の弟も同年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び4年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成4年9月

私は、毎月、市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたのに、私の保険料のみ未納となっている年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付したと主張している。

しかしながら、申立人については、既に昭和62年4月から63年1月までの期間について、年金記録に係る確認申立てを行っており、この際のヒアリングにおいて、国民年金保険料は口座振替により納付しており、今回の申立期間①及び②を含む3か所に保険料の未納期間があることを認めていたことも、前回の審議に当たって考慮された点であることから、今回の申立てについては、より具体的な納付方法の供述あるいは関連資料が求められるところ、申立人は、申立期間①及び②の保険料を夫婦一緒に納付したとする記憶のみで、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から平成元年8月まで

私は、昭和60年7月15日に会社を退職した際、経理担当者から説明を受け、同年7月17日から同月26日までの間に、A市役所（本庁）又はB社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を、毎月、納付していたので、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月頃、A市役所又はB社会保険事務所のどちらかで、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金の納付記録によると、申立人は、平成14年12月9日付けで国民年金に新規加入（資格取得日は、同年12月1日）と記録されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、上記国民年金の納付記録において、申立期間に係る国民年金の資格記録は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、仕事の関係で同支所に行った際、申立期間の国民年金保険料を2か月ずつ納付していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、同支所で申立期間の国民年金保険料を2か月ずつ納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間は未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

また、上記の国民年金の加入手続き時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間直後の昭和50年度の国民年金保険料については、昭和51年3月13日に一括して納付し、昭和51年度については、3か月ごとに納付していることが確認できる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、4年制大学を卒業した昭和57年4月から、父母が経営する家業に従事し、同時期に、国民年金に加入した。手続は父親が行い、年金手帳の交付も受け、保険料も私が結婚するまで父親、母親、私の3人分をまとめて父親が納付し、納付を怠ったことは無かったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、4年制大学を卒業後すぐに家業に従事し、同時期の昭和57年4月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、57年4月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和59年1月から60年3月までは過年度納付が可能であったものの、A市の国民年金台帳及びオンライン記録において当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、現年度納付が可能であった同年4月から61年3月までについても、A市の収滞納一覧表及びオンライン記録において現年度納付した記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間及び平成6年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 平成6年7月から同年11月まで

申立期間①については、国民健康保険に加入した際に、国民年金にも加入したはずであり、申立期間②については、免除申請は行ったが、結婚前の5か月間だけ国民年金保険料を納付しないわけもなく、どちらもきちんと保険料を納付したにもかかわらず、未納及び免除になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、免除手続を行った記憶はあるものの、当該期間のみ保険料を納付しないはずはないと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和61年5月に払い出されたことが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間①の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする主張は無い。

また、申立期間②について、申立人は、平成6年5月26日付けで同年7月から7年3月まで国民年金保険料の免除申請が承認されていたところ、申立人が6年12月に婚姻したことに伴う第3号被保険者としての処理が8年9月3日付けで行われ、当該免除期間のうち、6年12月から7年3月までの免除期間が取り消されていることがオンライン記録により確認でき、申立期間②は、

申立人が当時居住していたA市の収滞納リストにおいても、免除期間とされており、当該期間について保険料を納付した記録は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立期間②について、免除期間の国民年金保険料を納付するためには、保険料の追納申出を行い、当該申出により発行された納付書により保険料を納付する必要があるところ、オンライン記録によると、当該申出を行った記録は確認できない上、申立人から当該申出を行った旨の主張も無い。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年8月まで

私の国民年金保険料については、結婚前は父が納付してくれていたが、昭和42年5月に結婚して、A市のB会内で居住するようになってからは、B会の会計担当者が全員の国民年金保険料をまとめて納付してくれており、時期は記憶していないが、各自で納付するようになってからは、夫が私の保険料も一緒に市役所で納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年の婚姻後は、B会の会計担当者が国民年金保険料を納付し、個人で納付するようになってからは、申立人の夫が保険料を一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、昭和40年1月に申立人の国民年金手帳記号番号を払い出したC社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、46年3月にA市D町を管轄するE社会保険事務所（当時）に国民年金被保険者台帳を移管したことが確認できることから、昭和45年度に同市役所で申立人に係る国民年金の再加入手続が行われたものと推認されるところ、同年度のA市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、昭和45年4月から同年8月までの保険料を納付していないことが確認できる。

また、上記再加入手続の状況から、申立期間のうち、申立人がA市へ転居後の昭和42年10月から45年3月までの国民年金保険料については、同市で納付していなかったものと推認され、当該期間を納付するためには過年度納付する必要があるところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、上記の昭和 45 年度収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間直後の昭和 45 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料について、申立人の夫の同年 10 月から同年 12 月の保険料と同一日である同年 11 月 20 日に納付していることが確認できるものの、申立人の夫の同年 7 月から同年 9 月までの保険料は、同年 9 月 26 日に納付していることが確認できることから、同年 9 月の保険料の納付日は夫婦で異なっていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、F 県内で申立人の氏名を検索したが、A 市で申立期間の国民年金保険料納付が可能となる上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から52年3月まで
② 昭和52年7月から同年9月まで

私は、昭和48年1月に婚姻届を提出した際、係の人に勧められて国民年金の加入手続を行い、その時から毎月国民年金保険料を納付していたのに、申立期間①及び②に係る国民年金の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月に婚姻届を提出した際、係の人に勧められて国民年金の加入手続を行い、その時から毎月国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、上記加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和49年12月までの国民年金保険料は既に時効により納付することができず、50年1月から51年3月までの保険料を過年度納付し、同年4月から52年3月までの保険料を現年度納付することは可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において保険料を過年度納付したことを示す記録は見当たらず、A市の国民年金収滞納一覧表において、現年度納付している記録も見当たらない。

さらに、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿により、昭和52年7月30日付けで口座振替による納付が受け付けられ、同年10月から同

年12月まで（3期分）の国民年金保険料から口座振替による納付が確認できるものの、申立期間②に係る保険料を納付した記録は見当たらず、特殊台帳においても納付記録は見当たらない。

加えて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から61年3月まで

私が20歳直前に母親の経営する店を手伝うことになった際、既に退職していた父親が、国民年金の加入手続を行い、母親の国民年金保険料と併せて私の保険料も納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳直前に申立人の母親が経営する店を手伝うことになった際、申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、以前から加入していた申立人の母親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A県B市の国民年金被保険者名簿によると、同市では昭和60年7月に申立人を国民年金の被保険者として職権適用し、同年7月26日付けで年金手帳を交付していることが確認できることから、48年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記職権適用時点において、申立期間のうち、昭和58年3月までは既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から60年3月までは過年度納付、同年4月から61年3月までは現年度納付がそれぞれ可能であったものの、オンライン記録では納付した形跡は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

私は、会社を退職後、直ちにA市役所で国民健康保険の手続を行った際、国民年金についても加入を勧められ、申立期間の国民年金保険料について納付書により郵便局で納付したはずで、次の会社に勤めるまでの8か月間のうち2か月だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の納付が確認できる申立期間直後の平成9年4月から同年9月までのうち、同年6月以降の保険料は、それぞれ各月内に納付されているものの、同年4月及び同年5月の保険料は同年5月15日に一括して納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始したものと推認され、この時点では、申立期間は過年度保険料となり、社会保険事務所（当時）が発行する納付書により納付することとなるが、当該納付書はコンピュータにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により納付記録として入力されることから、記録管理の信頼性は高いものと考えられ、郵便局で納付したとする記録が漏れるとは考え難い。

また、A市の国民年金台帳（納付記録詳細）において、申立期間に国民年金保険料の納付記録は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年3月までの期間及び同年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から43年3月まで
② 昭和43年9月から49年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していなかったが、昭和50年頃、A県B市の自宅に国民年金の振り込み用紙が送られてきたので、金融機関で、元夫が納付していない保険料も併せて、二人分一緒に何回かに分けて納付した。現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃に、申立期間①及び②の国民年金保険料を金融機関で、申立人の元夫の未納保険料と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったものの、特例納付が行われた場合には、その記録が記載されることとされている当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料について、納付記録は見当たらない。

また、申立期間①及び②の間の昭和43年4月8日から同年9月1日までの厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録によると平成17年10月17日に記録が追加されたことが確認できることから、この時点まで当該期間は国民年金の被保険者期間であったものと推認され、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を昭和50年頃に遡及して納付したとすれば、当該期間についても保険料を納付することとなり、厚生年金保険被保険者期間が追加された平

成 17 年 10 月頃に国民年金保険料が還付されることとなるが、オンライン記録に当該還付の記録は見当たらない。

なお、申立人とその元夫は、昭和 49 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を、過年度納付したことが特殊台帳において確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、昭和43年12月頃A市内に住んでいた兄の家に来て、B店で勤務した。住民票はC県のままなので、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料は父親に送って納付してもらい、領収証を送ってもらっていたので、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親がC県D郡E町で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父親に送金し、納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録から、昭和46年2月頃にA市で払い出されたことが確認でき、申立人も同年2月26日付け発行の国民年金手帳を所持していることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月以降は現年度納付が可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳において、当該期間を過年度納付及び現年度納付した形跡は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人がE町で国民年金に加入したとすれば、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立人の氏名（婚姻前の姓を含む。）を検索したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年6月までの期間及び49年3月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年6月まで
② 昭和49年3月から50年12月まで

私は、昭和48年頃、両親の勧めもあってA県B郡C町役場で国民年金の加入手続を行い、生活が大変なときも国民年金保険料を納付してきた。申立期間についても納付しているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、C町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月にC町において払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当時の同町の国民年金被保険者名簿では同年2月20日に強制被保険者として資格を取得していることが確認できるものの、厚生年金保険の被保険者であるため、同日に「資格取消」と記載されていることが確認でき、申立期間について、当該手帳記号番号での保険料の納付は確認できず、当時の国民年金被保険者台帳（48年8月29日付け資格取消し）でも未納であることが確認できる。

また、申立人については、D県E市において、上記とは別の国民年金手帳記号番号が昭和51年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、同手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は見当たらず、オンライン記録とも一致している上、申立人の元夫についても申立人と同様に同年1月から保険料の納付開始が確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月、58年1月から同年3月までの期間、59年2月から61年3月までの期間及び同年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和59年2月から61年3月まで
④ 昭和61年4月から平成3年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当初、A市内に住所を有していたが、会社を退職後、B市内でC店を経営し始めて間もなく、店舗に来た同市の推進員を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと記憶している。

当時の確定申告書の控えを提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、B市内でC店を経営し始めて間もなく、B市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月にA市内を住所地として払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係る同市の収滞納一覧表によると、同年11月及び同年12月の保険料が同年12月2日に納付されていることが確認できるものの、申立期間②に係る保険料が納付された記録は見当たらない。

申立期間①について、オンライン記録によると、平成3年11月19日に国民年金の被保険者資格取得日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和57年10月30日とする処理が行われていることが確認できることから、申立

期間①は、当時、未加入期間であったことが確認でき、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

申立期間③について、申立人は、昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月まで厚生年金保険の第 4 種被保険者となっていることがオンライン記録により確認でき、同年 2 月時点において厚生年金保険の老齢年金受給資格期間満了者となることから、当時の制度上、国民年金については任意適用となるが、住所地である B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 57 年 11 月 1 日に強制被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、申立人からの申出（厚生年金保険の受給権確保済み）により、59 年 6 月 30 日付けで同被保険者資格が取り消されていることが確認でき、申立期間③は、未加入期間であり、オンライン記録とも一致することから、申立人は申立期間③の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

申立期間④について、申立人の国民年金手帳記号番号は B 市内を住所地として平成 3 年 11 月に再度払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人は同年 11 月 2 日付けで国民年金被保険者資格の取得に係る届出を行い、国民年金法の改正により強制適用対象者となった昭和 61 年 4 月 1 日を資格取得日として被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間④については未納であることが確認でき、オンライン記録とも一致する上、上記の届出時点において、申立期間④の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は口座振替により申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したとも主張しているが、B 市の国民年金マスターチェックリストによると、口座振替による納付の開始は平成 4 年 4 月からであることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人から提出された昭和 61 年から平成 2 年までの分の所得税の確定申告書の所得から差し引かれる金額の社会保険料の控除欄をみても、同期間に係る国民年金保険料を納付していた申立人の妻に係る一人分の保険料相当額しか申告されていないことが確認でき、当該確定申告書のほかに申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当初、A市内に住所を有していたが、夫が会社を退職後、B市内でC店を経営し始めて間もなく、店舗に来た同市の推進員を通じて、夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫がB市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和45年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は婚姻後の57年8月27日に任意加入していることが国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立人に係るA市の収滞納一覧表及びB市の収滞納一覧表によると、申立期間に係る保険料が納付された形跡は見当たらず、国民年金被保険者台帳の記録とも一致する。

また、申立人は口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付したとも主張しているが、B市の国民年金マスターチェックリストによると、口座振替による納付の開始は昭和62年4月からであることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月、56年10月及び同年11月、57年2月及び同年3月、同年8月及び同年9月並びに58年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月及び同年3月
② 昭和56年10月及び同年11月
③ 昭和57年2月及び同年3月
④ 昭和57年8月及び同年9月
⑤ 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和50年9月に任意の資格で国民年金に加入してから、61年4月に第3号被保険者となるまで、納付を開始した頃は自宅で集金人に、その後は納付書により郵便局又は銀行で、滞ることなく国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料はいずれも納付済みであるはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月に任意の資格で国民年金に加入してから、61年4月に第3号被保険者となるまで、滞ることなく国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料も納付したと主張している。

しかしながら、申立人については、昭和50年9月6日に任意の資格で国民年金に加入していることがA県B市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、この日に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるものの、申立期間①から⑤までの国民年金保険料については、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び上記の国民年金被保険者名簿において、いずれも未納とされていることが確認できる。

また、上記の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和52年1月から同

年3月までの国民年金保険料を同年7月12日に、54年10月から55年3月までの保険料を同年8月7日に、それぞれ一括で過年度納付していることが確認でき、滞ることなく保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない上、55年8月から60年3月までの期間については口座振替による保険料の納付手続を行っていたことが確認でき、当時の口座について申立人は不明としており確認できないが、口座の残高不足により振替が行われなかった可能性が否定できないほか、複数回にわたって全ての納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2949 (事案 2612 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年11月までの期間、13年3月から同年10月までの期間、14年3月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、15年2月及び同年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年11月まで
② 平成13年3月から同年10月まで
③ 平成14年3月から同年9月まで
④ 平成14年11月及び同年12月
⑤ 平成15年2月及び同年3月

前回、申立期間が申請免除期間になっていないことに納得できないため申立てをし、記録訂正は認められなかったが、第三者委員会からの通知文を読み、私の免除申請が受理されなかった理由については理解できた。

しかし、A市に住んだ23歳から平成元年まで、年金に関する通知が無かったこと、9年まで免除申請の制度があることの通知が無かったことなどから、現時点では年金受給権が確保できていない。この原因は、行政側による制度の周知徹底が行われなかったことであるので、受給資格を満たすために、申立期間の記録を申請免除期間としてもらいたいと思い、再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が平成12年3月21日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う国民年金の資格取得日は、13年10月22日付けで追加入力されていることから、平成12年度当時、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認されること、ii) 申立人の所持する預金通帳から、平成12年度の市民税が賦課されていたものと推認され、平成13年度の国民年金保険料について、免除申請を行ったとしても承認されなかったものと推認されること、iii) 申立人の平成14年度国民年金保険

料免除申請書によると、前年の所得額が免除承認基準を超えていたため、同申請が却下されたことが確認できることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月29日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人が主張する行政側による年金制度の周知が徹底されていなかったためとする理由については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とみることはできないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年5月までの期間、44年4月から46年3月までの期間及び同年4月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から43年5月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで
③ 昭和46年4月から50年4月まで

私は、昭和41年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①については同市役所の窓口で、申立期間②及び申立期間③のうち、46年4月から49年3月までについてはB市役所の窓口で、申立期間③のうち、同年4月から50年4月までについてはC市役所の窓口で、国民年金保険料を定期的に納付した。

申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、申立期間当時の住所地最寄りの市役所で、定期的に納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できるものの、申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録」用紙の同年8月から46年3月までの各月欄には保険料を納付したことを示す検認印が確認できない上、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても当該期間の保険料が納付された記録は確認できない。

また、申立期間③について、申立人が所持する国民年金手帳には、資格喪失

日が昭和46年4月1日、再取得日が50年5月31日と記載されており、これは特殊台帳の記載とも一致する上、申立人に係るC市の昭和50年度の国民年金収滞納一覧表でも、異動処理は昭和50年5月と記載され同年4月の「賦課状況」欄は空欄となっていることが確認できることから、申立期間③は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 9 日から 18 年 9 月 1 日まで

私は、平成 3 年 5 月 9 日から 20 年 10 月 1 日までの期間、A 社に勤務していたが、3 年 5 月から 18 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当該期間の給与支給額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成 3 年 5 月 9 日から 12 年 1 月 1 日までの期間について、3 年 5 月から 8 年 10 月まで、同年 12 月から 9 年 4 月まで、同年 6 月から 10 年 3 月まで、11 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、A 社は申立人に係る賃金台帳、給与明細書等の関係資料を保管しておらず、申立人も給与明細書を所持していないことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、平成 8 年 11 月 1 日から 12 年 1 月 1 日（前述の厚生年金保険料控除額等が確認できない期間を除く。）までの期間については、A 社から提出のあった賃金台帳及び申立人から提出のあった給与明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人に係る給与支給額のそれぞ

れに見合う標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間のうち、平成12年1月1日から18年9月1日までの期間について、12年1月、同年3月、同年6月から同年8月まで、同年10月及び同年11月、13年1月、同年5月及び同年6月、同年8月、同年11月から14年1月まで、同年3月、16年2月、同年5月から同年9月まで、同年11月、17年2月、同年5月、同年9月、18年2月、同年7月の標準報酬月額については、A社は申立人に係る賃金台帳、給与明細書等の関係資料を保管しておらず、申立人も給与明細書を所持していないことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、平成12年1月1日から18年9月1日までの期間について、事業主は、「12年頃は、当社の経営状況が悪く、従業員に厚生年金保険への加入をやめたいと申し入れたが、従業員からの希望により、同年1月以降は、従業員が厚生年金保険料を事業主負担分も含め全額負担することで加入を継続することとなった。このことについては、従業員には、個別に口頭で説明を行い承諾は得ている。」と供述している上、申立期間当時の事務担当者は、「年月が経過しているので詳しくは記憶していないが、他の従業員は事業主負担分も含め保険料を全額負担しているのに、自分だけ半額にするわけにもいかず、私の保険料も、事業主負担分も含め全額控除していたことから、事業主から、従業員の保険料を事業主分も含め全額控除するよう指示があったものと思う。」と供述しているところ、A社から提出のあった賃金台帳及び申立人から提出のあった給与明細書によると、当該期間において、申立人の保険料控除額は11年12月に比べ倍額になっていることが確認できることから、申立人は、保険料の事業主負担分を申立人の給与から控除することについて容認していたと判断できるため、被保険者負担分の保険料額は給与から控除されている保険料額の2分の1と認められる。

したがって、平成12年1月1日から18年9月1日までの期間（前述の厚生年金保険料控除額等が確認できない期間を除く。）については、A社から提出のあった賃金台帳及び申立人から提出のあった給与明細書によると、被保険者負担分に基づく保険料控除額及び申立人に係る給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主に給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 21 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 7 月頃に、A社に入社し、その後、B社に異動した。業務内容はC業務で、日本全国を飛び回っていた。両社にはそれぞれ別の代表者がいたが、そのうちDの名を記憶している。厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和 55 年 7 月頃、A社に入社した。」と主張しているところ、同社の元代表取締役は、「資料が無く勤務期間も不明であるが、申立人は同社の正社員として勤務し、C業務を担当していた。」と回答している上、同社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 3 人が申立人を記憶している。

しかしながら、A社は、昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の大半は、同社が適用事業所でなくなった後の期間である上、上記の元代表取締役は、「同日以降、A社は、営業していない。」と回答しており、同日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員の一人も、「会社は同年 7 月 31 日に倒産し、社員は解雇された。」と証言している。

また、申立人は「E氏の紹介で入社した。」と主張しているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有するE姓の被保険者は二人確認できるものの、一人は既に死亡し、残りの一人は申立人のことを記憶しておらず、E氏から申立人の勤務実態等について確認することができない上、申立人を記憶する上記の元従業員 3 人から聴取しても申立人の同社における勤務期間を特定できる証言は得られない。

さらに、上記の元代表取締役は、「社員は希望により社会保険に加入させ

ていた。会社の状況が悪く、厚生年金保険に加入させていない可能性もあるが、そのような場合は保険料も控除していない。」と回答している上、複数の元従業員が「C業務には、正社員とF職の二通りがあった。F職は歩合により対価が支払われる独立した事業者であり、C業務担当者のほとんどはF職だった。」と証言しているところ、聞き取り調査のできた元従業員5人全員（事務担当者を含む。）が、「F職は社会保険に加入させていなかった。」と証言しており、このうち二人は、「申立人は歩合のF職だった。」と証言している。

加えて、雇用保険の記録を確認しても、申立人のA社に係る被保険者記録は見当たらない。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及び健保記号番号順索引簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 一方、申立人は「A社に数か月勤務した後、B社に異動し、給与も同社からの支払になった。」と主張しており、A社の元従業員の一人が「勤務期間や申立人の身分は不明であるが、申立人は、B社のC業務担当者だった。」と証言している。

しかしながら、B社は、昭和55年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の大半は同社が適用事業所でなくなった後の期間である上、商業登記簿謄本によると、同社は申立期間中の57年3月*日に破産終結していることが確認できる。

また、B社の元代表取締役及び元取締役は、ともに「申立人を知らないが、申立期間は倒産の時期であり、同社で社員を採用することは考えられない。」と回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に同社に係る被保険者資格を喪失した元従業員5人に照会したものの、回答のあった3人に申立人を記憶する者はおらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを裏付ける証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、申立人のB社に係る被保険者記録は見当たらない。

加えて、B社に係る被保険者原票及び健保記号番号順索引簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4579 (事案 3208 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 4 月から A 社 (現在は、B 社) に勤務していたが、20 年 1 月に海軍に志願し入隊、その後、終戦により同年 8 月 20 日に復員した後、同年 9 月 1 日から同社 (C 係) に復職し、同年 11 月に D 事業所 (後に E 事業所。現在は、F 社) に転職するまでの間勤務していた。

A 社への復職から転職するまでの間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことから、第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、申立てを認めることができないとして、平成 23 年 4 月 18 日付けで通知を受け取ったが納得できない。

今回、前回の申立ての際に示した A 社 (C 係) の元同僚のうちの一人 (後輩)、新たに、同社に同期入社した元同僚 4 人、近所に在住している同社の元先輩一人及び志願し兵役に就いた後、同社に復職した元同僚一人の名前を思い出したので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) B 社 G 事業所は、「申立期間当時の人事記録は保管されておらず、当時の状況は不明である。昭和 20 年頃には臨時社員を雇用していたが、厚生年金保険に加入させていたかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないこと、ii) 申立人が記憶する元同僚は既に死亡しており当時の状況等について聞き取りができない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) により、元従業員に対し当時の状況等について照会したが、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができないこと、iii) 上記の被保険者名簿によると、同年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までに被保険者資格を取得している者の中に申立人

の氏名が確認できない上、同年8月2日から同年10月4日までの間に、同社において被保険者資格を取得している者はいないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年4月18日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の申立ての際に示したA社の元同僚のうちの一人（後輩）、新たに、同社に同期入社した元同僚4人、申立人の近所に在住している同社の元先輩一人及び志願し兵役に就いた後、同社に復職した元同僚一人を思い出したので再度調査をしてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が再度の調査を求めているA社の元後輩については、同社に係る被保険者名簿及びオンライン記録において、名字が一致又は類似する者は確認することができない。

また、申立人がA社に同期入社したとして名前を挙げている元同僚4人のうち、申立人が氏名を記憶する同僚一人は、「申立人から、復員後の昭和20年9月に同社に復職し、同年10月末まで勤務したと聞いたことはあるものの、その他のことについては申立人とは部署が異なっていたので分からない。」、名字が一致し所在の判明した一人は、「申立人のことは記憶していない。」とそれぞれ供述しており、残りの二人については、一人は所在を確認できず、一人は既に死亡していることから、供述を得ることができない。

さらに、申立人の近所に在住しているA社の元先輩は、「申立人と面識があるのは私が申立人宅の近所に転居した昭和26年以降であり、申立人のそれ以前の状況については同社での勤務も含め分からない。」と供述している上、申立人が復員後同社に復職したことを記憶する元同僚は、「申立人から復員後、同社に復職したと聞いたことはあるが、復職した時期等については分からない。なお、私は、志願ではなく召集により兵役に就いた。」と供述しており、今回の再申立てに当たり、申立人が記憶する元同僚等の供述は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

加えて、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 46 年 12 月から 48 年 12 月まで

私は、昭和 44 年から 46 年 3 月まで、専門学校に通い、その後数か月間、A社に勤務した後、B市にあったC社へ就職した。同社での仕事は、D業務で、給与明細から多くの金額が引かれていたことを覚えている(申立期間①)。

また、E社は、F市に事務所があるG業の会社で、売上げの多い月の給料は、歩合も含めて 20 万円以上あった。私は成績が良く、海外へ報奨旅行にも行った(申立期間②)。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「H県B市にあったC社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索結果によると、申立人が主張する「C社」又は「I社」の名称の事業所が、申立期間①にH県内において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、類似する名称の事業所が申立期間①及び②後の昭和49年9月17日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が主張する申立事業所の所在地を管轄する法務局において、「I社」の商業登記簿が確認できるものの、同社の会社設立年月日は昭和59年6月*日、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは60年12月18日であり、いずれも申立期間①後である。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主及び同僚の氏名を記憶してお

らず、これらの者から申立人の「C社」又は「I社」における勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立期間①において、申立人に係る雇用保険の記録も確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「F市に事務所があったE社に勤務した。成績が良く、海外への報奨旅行にも行った。」と主張しており、申立人から提出されたパスポートによると、申立期間②後ではあるものの、昭和49年2月27日に出国し、同年3月4日に帰国していることが確認できる上、本人記載欄の所属官庁・会社・団体名等欄に「E社」の記載が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索結果によると、申立人が主張する「E社」又は「J社」の名称の事業所が、申立期間②にH県内において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、「J社」が申立期間②後の昭和49年4月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、同社の元役員は、「同社ではG業は行っておらず、F市に事務所も無かった。」と証言しており、同社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が主張する申立事業所の所在地を管轄する法務局では、「E社」又は「J社」の商業登記簿は見当たらないと回答している。

さらに、申立人は、申立期間②当時の上司の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、連絡先等は不明である上、ほかに事業主や同僚の氏名等も記憶していないことから、これらの者から申立人の「E社」又は「J社」における勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立期間②において、申立人に係る雇用保険の記録も確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 26 日から同年 9 月 11 日まで
私は、昭和 42 年 5 月 26 日に A 社 B 支店に正社員として入社し、4 か月後に退職したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店において、昭和42年5月26日から正社員として採用された。」と主張しているところ、申立人と同時期に入社した元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は「40年以上前の資料は残っておらず不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社B支店において、申立期間の始期に近接する昭和42年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員4人は、同日に雇用保険の被保険者資格も取得しているところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、C健康保険組合及び企業年金連合会はいずれも、「申立人の申立期間における加入記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4585（事案 2783 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月2日から25年4月1日まで

私は、前回の申立てについて今回、一部あつせんの通知を受けたが、申立期間については厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできないとされている。しかし、私は、昭和24年頃からA市のB事業所で働いており、同時期に働いていた同僚には、厚生年金保険の被保険者記録がある。また、私の妻も同時期にB事業所で働いており、当初、私と同様に年金記録が無いことから、申立てを行い、妻については、今回の私の申立期間を含む期間について第三者委員会で記録の訂正が認められたので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に申立人の資格喪失日は昭和24年10月2日と記載されており、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間において申立人が被保険者資格を取得している形跡は見当たらないこと、ii) D県は、「申立期間の証憑書^{ひょう}は保管していない。」と回答しているため、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚及び申立人の妻について、厚生年金保険の被保険者記録があるとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の再申立内容からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせ

る事実は認められず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社を昭和 61 年 8 月末日で退職し、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているが、国の年金記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る労働者名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人の同社における退職日は昭和 61 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人は、昭和 61 年 8 月 30 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社の担当者は、「申立人の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている理由は不明であるが、上記通知書の控えにおける資格喪失日から判断すると、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 53 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日までの期間（申立期間①）及び平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日までの期間（申立期間②）については、毎年定昇及びベースアップがあったはずであるが、国の標準報酬月額がその前の期間と比べ下がっており、不自然なものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「毎年定昇及びベースアップがあったはずであるが、国の標準報酬月額がその前の期間と比べ下がっており、不自然なものとなっている。」と主張している。

しかし、B社は、「当時、当社は厚生年金基金に加入しており、報酬月額に係る国への届出用紙と同基金への届出用紙は複写式であった。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間①及び②における申立人の同基金の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、B社は、「賃金台帳等の当時の関係資料が無いため、詳細は不明であるが、申立人の給与からは標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

さらに、A社において、申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録を有する申立人と同年代の被保険者 18 人について調査したところ、当該期間の標

準報酬月額がその前の期間の同月額よりも低額又は同額となっている者が確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが異なる取扱いであったという事情も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 30 日から平成 10 年 4 月 1 日まで
私は申立期間について、A社に在籍していた。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言から、申立期間について、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元事業主は、「申立期間の前半は、個人事業所だったため、厚生年金保険の適用に関する届出はしていなかった。B国民健康保険組合には加入していたが、年金については自身で国民年金に入るように伝えていた。また、平成6年に法人化したのが、10年に倒産するまでに厚生年金保険の適用に関する届出はしなかったため、保険料の控除もしていない。」と回答しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。